

新旧対照表

○旅館業法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則（平成十五年千葉県規則第百十二号）

改正後			改正前		
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、旅館業法施行条例（昭和三十二年千葉県条例第七号。以下「条例」という。）第十二条第八号の規定による浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯の水質の基準並びに同条第九号の規定による浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯の水質の検査に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(浴槽水等の水質の基準)</p> <p>第二条 条例第十二条第八号に規定する水質の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 浴槽水の水質は、次の表の上欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の下欄に定める基準に適合すること。</p>			<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、旅館業法施行条例（昭和三十二年千葉県条例第七号。以下「条例」という。）第十二条第七号の規定による浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯の水質の基準並びに同条第八号の規定による浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯の水質の検査に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(浴槽水等の水質の基準)</p> <p>第二条 条例第十二条第七号に規定する水質の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 浴槽水の水質は、次の表の上欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の下欄に定める基準に適合すること。</p>		
一 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	五度以下であること。	一 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	五度以下であること。
二 有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	滴定法	一リットルにつき二十五ミリグラム以下であること。	二 有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	滴定法	一リットルにつき二十五ミリグラム以下であること。
三 大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和三十七年厚生省令・建設省令第一号）第六条に規定する方法	一ミリリットルにつき一個以下であること。	三 大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和三十七年厚生省令・建設省令第一号）第六条に規定する方法	一ミリリットルにつき一個以下であること。
四 レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと。	四 レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと。
<p>一 浴槽に使用する水及び湯の水質は、次の表の上欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の下欄に定める基準に適合すること。</p>			<p>一 浴槽に使用する水及び湯の水質は、次の表の上欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の下欄に定める基準に適合すること。</p>		
一 色度	比色法又は透過光測定法	五度以下であること。	一 色度	比色法又は透過光測定法	五度以下であること。
二 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球	二度以下であること。	二 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球	二度以下であること。

	式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	と。
三 水素イオン濃度	ガラス電極法又は比色法	五・八以上八・六以下であること。
四 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	滴定法	一リットルにつき十ミリグラム以下であること。
五 大腸菌群	乳糖ブイヨン・ブリアントゲリン・乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法	検出されないこと。
六 レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと。

	式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	と。
三 水素イオン濃度	ガラス電極法又は比色法	五・八以上八・六以下であること。
四 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	滴定法	一リットルにつき十ミリグラム以下であること。
五 大腸菌群	乳糖ブイヨン・ブリアントゲリン・乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法	検出されないこと。
六 レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、水道水以外の水又は湯を浴槽に使用しているため、同項の基準に適合することが困難な場合であつて、衛生上危害を生ずるおそれがないと認めるときは、同項第一号の表の一の項及び二の項並びに前項第二号の表の一の項から四の項までに掲げる基準の全部又はこれらの基準のいずれかの適用を除外することができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、水道水以外の水又は湯を浴槽に使用しているため、同項の基準に適合することが困難な場合であつて、衛生上危害を生ずるおそれがないと認めるときは、同項第一号の表の一の項及び二の項並びに前項第二号の表の一の項から四の項までに掲げる基準の全部又はこれらの基準のいずれかの適用を除外することができる。

(浴槽水等の水質の検査)

(浴槽水等の水質の検査)

第三条 条例第十二条第九号に規定する水質の検査は、浴槽水にあつては次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める回数、浴槽に使用する水及び湯にあつては毎年一回以上行うものとする。

第三条 条例第十二条第八号に規定する水質の検査は、浴槽水にあつては次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める回数、浴槽に使用する水及び湯にあつては毎年一回以上行うものとする。

- 一 毎日換水している浴槽水 毎年一回以上
- 二 前号に掲げる浴槽水以外の浴槽水で塩素による消毒を行っているもの 毎年二回以上
- 三 前各号に掲げる浴槽水以外の浴槽水 毎年四回以上

- 一 毎日換水している浴槽水 毎年一回以上
- 二 前号に掲げる浴槽水以外の浴槽水で塩素による消毒を行っているもの 毎年二回以上
- 三 前各号に掲げる浴槽水以外の浴槽水 毎年四回以上

附 則

この規則は、公布の日から施行する。